

発刊によせて

公益財団法人 暴力追放広島県民会議 会長（広島県知事） 湯崎 英彦



この度、公益財団法人暴力追放広島県民会議は、設立 30 周年という大きな節目を迎えることができました。これもひとえに、県民の皆様の深い御理解と御協力によるものであり、ここに深く感謝申し上げます。

当県民会議は「県民ひとりひとりが勇気を持って暴力を追放し、名実ともに平和で住みよい広島県を実現したい」という考え方のもとに結成し、以来、原点を見失うことなく、30 年の歴史を刻んで参りました。

この間、暴力団への規制強化などの法整備が進んだほか、県警察による取締りの一層の強化、「三不運動+1」の定着など、暴力団排除気運の高まり等により、暴力団組員の数は暴力団対策法が制定された平成 3 年と比べ約 300 人と半減し、表面的には組織の弱体化が窺われるところです。

しかしながら、依然として暴力団は、法規制の網を逃れるため、政治活動、社会運動を仮装、標ぼうしたり、企業を設立したりするなど、組織の姿、形を変え潜在化しているだけで、現在も県民の生活の脅威であることに変わりはありません。

資金獲得活動も、みかじめ料、賭博、覚せい剤の密売など、以前から行われているものに加え、補助金等の不法請求、還付金詐欺等の特殊詐欺など、より一層、巧妙に県民生活に入り込むなど多様化しております。

そこで、この度、設立 30 周年の節目に、広島弁護士会民事介入暴力問題対策委員会所属の弁護士の方々に御協力いただき、「反社会的勢力の対応要領」を内容とする記念誌を発刊することといたしました。

暴力団の壊滅は、住民、企業、行政共通の願いであり、この冊子が県民の皆様の被害防止の一助となることを期待しております。

今後とも、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思える広島県の実現」に向けて、県民の皆様とともに暴力団排除活動を強力に推進して参りますので、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、発刊に当たっての御挨拶といたします。

あなたの職場を反社会的勢力から守るために 1

～不当要求防止責任者講習を積極的に受講しましょう～

(公財) 暴力追放広島県民会議では、暴力団対策法に基づいて広島県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者の皆さんに対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領などの講習を無料で行っています。

～受講の手続き～

- ① 事業所で「**不当要求防止責任者**」を選任します。
- ② 「**選任届出書**」を作成します。(用紙は、警察署刑事課または県警・県民会議HPにあります。)
- ③ 事業所を管轄する警察署の刑事課へ「**選任届出書**」を提出します。
- ④ 広島県公安委員会から受講案内状が送付されますので、受講申込書を返送して下さい。
- ⑤ 受講案内状に記載されている指定の日時、場所で受講して下さい。
- ⑥ 受講後、広島県公安委員会から「**受講修了書**」を交付します。